

事務連絡  
平成29年8月3日

助成活動団体の皆様

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
子どもゆめ基金部助成課

平成29年度助成金（二次募集）の交付決定通知に伴う連絡事項について

日頃より、子どもの体験活動・読書活動にご尽力いただき誠にありがとうございます。  
さて、標記の交付決定通知に伴う連絡事項がございますので、以下ご一読願います。

1. 助成金の交付額について

(1) 「助成対象経費」の算定

- ・ 貴団体から提出された申請書の収支計画表について、「助成対象とならない経費」が確認できた場合、その金額を除いて助成対象経費を算定しています。
- ・ 助成対象とならない経費は、平成29年度の「募集案内」や「助成金交付の手引き」に基づきます。各経費の執行の際は、これらを十分確認した上で執行をお願いします。

(2) 「助成金の交付額」の算定

- ・ 助成金の交付額は、上記（1）の助成対象経費又は二次募集の限度額（50万円）のいずれか低い金額に対し、一定の査定率を乗じて算定しています。この査定率は、予算の範囲内で設定していますので、ご理解をお願いします。

## 2. 今後の主な手続き

### (1) 助成金の交付条件

- ・ 助成活動には、共通して交付条件が附されていますので、交付決定通知書を必ず確認してください。
- ・ 加えて、審査の結果により、個別の交付条件が附されている場合があります。
- ・ 申請書等を再提出するよう個別の交付条件が附されている場合、速やかに手続きをしてください。

### (2) 経費の管理等

- ・ 助成活動の経理は、他の経理と区分し、所定の収支簿により管理してください。
- ・ 経費の領収書は、支出の証明のため、実績報告時に コピーを提出（A. 助成対象経費のみ） してください。  
原本の提出は不要ですが5年間保管し、求められた場合のみ提出してください。
- ・ 活動資金の立替が困難な場合、助成金の交付額の6割を上限に概算払いが可能です。希望する際は早めに申請してください。振込までには最大4週間程度かかりますのでご了承ください。
- ・ 助成金の振込口座を新たに登録する場合、又は変更する場合は銀行振込依頼書も早めに提出してください。

### (3) 参加者の募集

- ・ 当基金では、参加者を“公募”することが条件となっていますので、募集のチラシやポスターを公共機関等に配布するなど、広く募集してください。インターネット等で募集される場合も、チラシやポスターの配布等を併せてお願いします。
- ・ 募集のチラシやポスターは、訂正できる段階でメールまたはFAXで提出いただき、一度確認をさせていただきます。

### (4) その他

- ・ この事務連絡は、概略のみお知らせしています。詳しくは、「助成金交付の手引き」を確認し、不明な点は当課へご相談ください。
- ・ メールで相談される際は、メールの件名に整理番号（「17」から始まる7ケタの番号）を明記し、メールの本文に団体名と連絡担当者の氏名を明記してください。整理番号は、交付決定通知書に記載されています。

【参考】助成金交付の手引き等のURL

[http://yumekikin.niye.go.jp/jyosei\\_past/h29/koufu.html](http://yumekikin.niye.go.jp/jyosei_past/h29/koufu.html)